

交通安全かわら版

令和5年5月
茨城県警察本部交通総務課

NO. 19

～ 春の全国交通安全運動の実施 ～

春の全国交通安全運動

期 間 5月11日(木)～5月20日(土)

スローガン かぶろう 命のおまもり ヘルメット

運動の重点



(1) こどもを始めとする歩行者の安全の確保

歩行者は・・・

横断歩道では必ず止まり、右左をよく見て、車が来ないことを確かめてから渡りましょう。

地域や家庭で、日頃から通学路や生活道路等の危険箇所を再確認するなど、自分たち自身で安全を確かめましょう。



(2) 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

横断歩道は歩行者優先！歩行者がいるときは必ず止まりましょう。

飲酒運転やあおり運転(妨害運転)は、悪質で危険な犯罪です。絶対にやめましょう。



(3) 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

令和5年4月から、全ての自転車利用者に、ヘルメット着用努力義務が課されました。

自転車にも交通ルールがあります。

～ **自転車安全利用五則** ～

を守りましょう！

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

(令和4年11月改定)



5月20日(土曜日)は、「交通事故死ゼロを目指す日」です